

## 日本に舶載された唐令の年次比定について

坂上, 康俊  
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 教授 : 奈良平安時代史

<https://doi.org/10.15017/13876>

---

出版情報 : 史淵. 146, pp.1-16, 2009-03-01. Faculty of Humanities, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

# 日本に舶載された唐令の年次比定について

坂 上 康 俊

はじめに

七世紀後半から八世紀にかけて、日本は唐から律令格式等の法典を輸入し、これに更改を加えて自らの律令法典を編纂、それを施行して所謂「律令国家」を作りあげていった。この過程において画期をなす日本の令法典に、大宝令（七〇一年成立・施行）と養老令（七二一年頃成立、七五七年施行）の二つがある。前者の注釈書としては古記が、後者の注釈書としては令釈・跡記・穴記・義解等があり、これらの諸注釈書は、主として令集解（貞観年間（八五九〜八七七）、惟宗直本（生没年未詳）の編纂といわれている）に収載される形で現存している。

ところで、これらの諸注釈書は「唐令」「本令」「開元令」等の呼称で多くの唐代の令条を引用しており、またこれらの注釈書以外に、例えば一〇世紀半ばに編纂された和名類聚抄や、一〇世紀末の年紀をもつ弘決外典抄等の著作物にも唐令の引用があり、更には正史の類にも、八・九世紀の官人達が唐令を参照している様子が載せられている。

ここで問題となるのが、それら引用された唐令は、いったいどの年度のものかという点である。周知のように

隋唐時代には、ほぼ皇帝一代に一度の頻度で令が編纂・施行されており、甚だしくは玄宗皇帝の開元年間のように、開元三年（七一五）、七年、一五年の三度にわたって令の編纂・施行が行われているという例もある。もとより各年次の令の内容が大きく異なっていた訳ではないが、それでも微妙に調整が加えられ、現行法として相応しい語句・内容に変えられる場合があった。日本の令注釈書その他の典籍に引用された唐令の年次比定は、まずは各年次の唐令の条文の復原を通じた唐の制度の変遷の研究に資するものであるが、同時に古代日本においてどの年次の唐令が重視されたかという問題、また大宝令や養老令の藍本がどの年次の唐令かという問題の解決にも重要な糸口を提供するものであり、更には唐代中国において法典が書禁の対象になったかどうかという問題に関しても、参照されるべき事例研究となるであろう。

こういつた観点にたち、筆者はこれまで数編の論考を公表しており、その成果の一部は仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）における唐令逸文の年次比定にも盛り込まれている。しかしこの間において筆者自身の史料解釈に変更を加えた場合もあり、また関連史料を見直す作業の中で新たに気づいたこともあり、更には戴建国民氏による宋・天聖令の発見<sup>1</sup>など、参照すべき史料の状況に変化が生じたという事情もある。そこでこの機会に、日本に舶載された唐令の年次比定という問題に関する現段階での筆者の見解を再整理して示し、諸賢の批正を仰ぐこととした。

## 一 和名類聚抄と弘決外典抄所引の唐令

はじめに、いささか迂遠なようではあるが、比較的単純な論証が成立する、一〇世紀以降の日本の文人貴族たちが披見した「唐令」「開元令」について考えてみたい。この問題については、かつて公表した「舶載唐開元令考」<sup>2</sup>

の論旨を基本としつつも、前記の留意点に配慮しつつ論旨を再構成することにする。

一〇世紀半ば、おそらくは承平年間（九三一―九三八）に源順（九一一―九八三）が著した和名類聚抄（以下、和名抄と略す）には、「唐令」「開元令」「唐式」「開元式」が引用されている。源順は、自ら唐令や唐式を披見して引載したものと見られ、また引用されている唐令・唐式は、それぞれ単一の年度のものとして矛盾は見いだせない。そこで個々の条文を検討してみると、引用された「唐令」の中には、左に掲げたように兩京制を前提としていて、開元一一年に「改并州為太原府」。官吏補授、一準三京兆河南兩府」（旧唐書卷八玄宗本紀開元一一年正月辛卯条）ということて成立した太原府（北都）の存在を考慮していないものがある（二〇巻本卷一〇、一〇巻本卷三）。

坊門。唐令云、兩京城及州郡郭下、坊別置正一人、掌坊門管鑰、督察奸非也。

この唐戸令逸文は、故唐律疏議賊盜律27盜宮殿門符条に、

依公式令、下諸方二伝符、兩京及北都留守為麟符……其兩京及北都留守符、並進内。

とあって、下線部は唐六典卷八符宝郎では、即ち開元七年令では「其兩京留守符、並進内」となっていたのを、三京制に合わせて開元二五年令で改めていること、また同じく擅興律3不給發兵符条に、

依令、車駕巡幸……若王公以下在京留守、及諸州有兵馬受处分……

とあって、下線部は唐六典卷八符宝郎では、即ち開元七年令では「若王公以下兩京留守」となっていたのを、三京制に合わせて開元二五年令で改めていることを参照すれば、開元一一年以前の令文と考えざるをえない。和名抄において源順は、「唐令」を「開元令」としても引用しているから、和名抄の引く「唐令」は、開元三年令（七一五）もしくは七年令であって、開元二五年令ではないということになる。なお和名抄の引く「唐式」には、先述のように開元一一年に太原府と改称された「并州」の地名が見えており（二〇巻本卷一六、一〇巻本卷四）、

源順は「開元式」をも引用しているから、和名抄の引く「唐式」も、開元三年式もしくは七年式であると推考され、令と式とは同一の年度のものと考えて差し支えないことになる。

ところで和名抄には、「唐樂令」という編目名が見えている(二〇巻本卷二、一〇巻本卷四)。一方、唐六典卷六刑部郎中には、

凡令二十有七(分爲三十卷)。一曰官品(分爲上下)、二曰三師三公台省職員、三曰寺監職員、四曰衛府職員、五曰東宮王府職員、六曰州縣鎮戍嶽瀆閩津職員、七曰内外命婦職員、八曰祠、九曰戸、十曰選舉、十一曰考課、十二曰宮衛、十三曰軍防、十四曰衣服、十五曰儀制、十六曰鹵簿(分爲上下)、十七曰公式(分爲上下)、十八曰田、十九曰賦役、二十曰倉庫、二十一曰廐牧、二十二曰關市、二十三曰医疾、二十四曰獄官、二十五曰宮繕、二十六曰喪葬、二十七曰雜令。

とあり、「樂令」の編目が無い。唐六典の引く令は開元七年令と考証されているから、「樂令」という編目を含んだ和名抄の引く唐令は、開元七年令(七一九)ではなく開元三年令ということになる。しかし、唐六典に見える編目名については、後述のように天聖令の発見によって新たな問題が生じているため、これを年代推定の根拠とすることには慎重ならざるを得なくなった。

以上が一〇世紀半ばに源順が披見した「唐令」の年次比定に関する考証の概要であるが、源順と密接な交渉があった具平親王が、一〇世末の九九一年に著した弘決外典抄卷一にも、左のように「開元令」の引用が見られる。

案開元令、諸課戸出調、並隨郷土所出、貢綾絹絁布。

この開元令逸文は、調の品目に「綾」を掲げているが、開元二五年令にあつては、調の品目から「綾」が除外されていることが、既に論証されている<sup>(3)</sup>。したがつて弘決外典抄の引く「開元令」も開元二五年令ではないことになり、具平親王と源順との交友関係から見て、両者は同一の唐令を参照したと思われる。

最後に紅葉山文庫本令義解の書き入れに見える「唐令」について触れておく。当該書き入れがいつ誰によってなされたものかははっきりしないし、特に令集解からの転写というわけではないものについては、その依拠した史料すら明確ではない。しかしその中であつて公式令I詔書式条への書き入れに、開元三年令にしかなかつた筈の「紫微令」という官職名が見えていることは注目される。八三四年に施行された令義解の写本に書き込みを行うに際して、他のどの年次のものでもなく、開元三年令から唐令を引き写した者がいたことになり、これも日本における開元三年令の伝存・流布を示すものと言えよう。

以上の検討の結果、一〇世紀以降の日本の明法家や文人貴族が、最も完成度の高い唐の令として宋代にも重視された開元二五年令を参照した形跡が無く、開元三年令ないし開元七年令という、開元二五年令の編纂・施行以後、中国では全く顧みられなくなつていた令を参照し続けたことが明らかになつた。なぜそういう事態になつたのか、という問題に答える必要が生じるとともに、一〇世紀以降の文人貴族ばかりではなく、八・九世紀の明法家・官僚の参照・引用した唐の令文についても、あらためてその年次比定を行う必要が生じるのである。

## 二 令集解古記所引の開元令

令集解の諸注釈書が引く唐の令の年次比定については、かつて検討を加えたことがある<sup>(4)</sup>。基本的な論旨には変更の必要を認めないが、史料解釈を変えたところもあり、また拙論の補強に資する新たな史料を見出したり、逆に論旨展開に矛盾が生じたりしているところに気づいたので、ここで簡潔にその再検討の結果を記しておく。

最初に、大宝令が現行法であつた天平一〇年(七三八)に成立し、したがつて令集解に引載された注釈書の中では最も古い古記が引く唐の令から採り上げよう。

古記が唐の令を引く際には、「本令」と「開元令」との二種の呼称を用いており（他に個別の編目名のみを掲げる場合もある）、しかも左に引いた令集解厩牧令<sup>5</sup>牧每牧条古記（新訂増補国史大系本九一八頁。以下同じ）に見られるように、両者は対比的に参照されている。

古記云。……答。案本令、至三四歳為別群也。開元令、牡馬牡牛每三歳別群。准例置尉長給牧人。このうち「本令」については、永徽令である可能性が大きいことが早くから通説化しており、前掲の拙稿でもこれを検証・追認しているので、ここでは専ら「開元令」について、それが開元何年の令かを検討しよう。

古記の成立した天平一〇年は、唐の開元二六年にあたる。彼我の往来状況から見て、古記の編者が、その成立前年に施行された開元二五年令を参照しえたとは考えにくいので、古記の引く開元令は、開元三年令もしくは開元七年令に限られる。

さて、『唐令拾遺』において唐仮寧令五乙（開七）として復原された条文のもとになった史料に、古記所引の「開元令」逸文があり、それは以下のような記述になっている。

古記云。……開元令云。諸衰、<sup>（喪カ）</sup>斬衰三年、齊衰三年、齊衰杖舄、為三人後者、為其父母並解官。〔勳官不<sup>レ</sup>解。〕申其心喪<sup>一</sup>。又条云……

古記云。問。所養本生何為服。答。並一年須服。何者、開元令云。諸衰、<sup>（喪カ）</sup>斬衰三年、齊衰三年。齊衰杖舄、為三人後者、為其父母並解官。〔勳官不<sup>レ</sup>解。〕申其心喪<sup>一</sup>。故也。〔喪葬令集解17服紀条、九七二頁〕

仁井田氏は、この古記所引開元令逸文を開元七年令の復旧史料としたのであるが、唐仮寧令五条の復原については、大唐開元礼卷三序例下に掲げられている次の規定も参照しなければならない。

凡斬衰三年、齊衰三年者、竝解官。齊衰杖周及為三人後者、為其父母<sup>一</sup>、若庶子為<sup>レ</sup>後、為其母亦解官。申其心喪<sup>一</sup>。（皆為<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>己者<sup>一</sup>。）若嫡繼慈養改嫁、或婦宗三年以上斷絶者、及父為<sup>レ</sup>長子<sup>一</sup>、夫為<sup>レ</sup>妻竝不<sup>レ</sup>解<sup>レ</sup>

官、仮同<sup>二</sup>齊衰周<sup>一</sup>。

大唐開元礼は開元二〇年の成立であるから、その中の規定は開元七年令をもとにしたものと考えねばならず、実際、他の条文にあつても開元二五年令と異なる規定が少なからず見いだせることから、このことは確かめられる。注目すべきことに、この大唐開元礼序例の規定の中には、勳官についての注記は無い。

ところで右の大唐開元礼の規定と、仁井田氏が参考として掲げた、続資治通鑑長編卷一一七仁宗や宋史卷一二五礼志に引く景祐二年（一〇三五）八月辛酉の同知太常礼院宋祁の言上中の仮寧令とは、避諱による字句の更改以外は同一であるから、唐・開元二五年令と開元七年令は同一であつた可能性が大きいと言える。また宋の景祐年間行用の仮寧令との対照により、右に掲げた大唐開元礼の規定が、取意文ではないことも明らかとなる。

この点は、二〇〇六年に公表された天聖令の捕亡令附仮寧令によつても、更に確かめられることになつた。<sup>(6)</sup>

諸喪、斬衰三年、齊衰三年者、並解官。齊衰杖舂及為<sup>二</sup>人後<sup>一</sup>者、為<sup>二</sup>其父母<sup>一</sup>、若庶子為<sup>レ</sup>後、為<sup>二</sup>其母<sup>一</sup>亦解<sup>レ</sup>官、申<sup>二</sup>其心喪<sup>一</sup>。母出及嫁、為<sup>二</sup>父後<sup>一</sup>者雖<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>服、亦申<sup>二</sup>心喪<sup>一</sup>。（皆為<sup>二</sup>生<sup>レ</sup>口者<sup>一</sup>）。其嫡繼慈養、若改嫁、或<sup>レ</sup>歸宗三年以上斷絶者、及父為<sup>二</sup>長子<sup>一</sup>、夫為<sup>レ</sup>妻並不<sup>レ</sup>解<sup>レ</sup>官、仮同<sup>二</sup>齊衰<sup>一</sup>。

この条文自体は宋令であつて不行唐令ではないので、開元年間の唐令そのままかどうかは不明とせざるを得ない。しかし、この規定においても、勳官についての注記は含まれていないことが注目される。

一方、古記の引く「開元令」について見れば、前掲のように全く同一の逸文を二カ所で引いているので、こちらも取意文とは考えがたい。大唐開元礼によつて知られる開元七年令、宋・淳化令や天聖令によつて推測される開元二五年令<sup>(7)</sup>とは異なり、勳官についての注記をもつ条文を古記が「開元令」として引いているのであれば、ここで古記が引いている「開元令」は、開元三年令でしかありえない。つまりここに、古記所引の開元令が開元三年令であることの明証が得られたことになる。

なお、天平一〇年（開元二六〇七三三）成立の古記以降、日本では「開元令」が三種あることに注意を払っていない。あらゆる史料において「開元令」とのみ記され、「開元新令」「開元後令」といった呼称は見られない。この点は、左に掲げるように、九世紀末に藤原佐世が著した日本国見在書目録が、開元格については開元格・開元新格・開元後格を著録しているにも拘わらず、開元年間の令は「唐開元令卅卷」の一点のみを掲げているのと好く対応している。

十九刑法家（目録五百八十卷。私略之）

- 大律六卷 新律十卷 隋大業令卅卷 唐貞觀勅格十卷 唐永徽律十二卷
- 々々々々疏卅卷（伏無忌等撰） 大唐律十二卷 刑法抄一卷 唐具注律十二卷
- 律附釈十卷 本令卅 古令卅卷 新令十卷 大業令三十卷 唐永徽令卅卷
- 唐開元令卅卷 唐令私記卅卷 金科類聚五卷 唐永徽格五卷 垂拱格二卷
- 々々後常行格十五卷 々々留司格二卷 開元格十卷 々々々私記一卷
- 々々新格五卷 格後勅三十卷 長行勅七卷 開元皇口勅三卷 々々後格九卷
- 散頒格七卷 僧格一卷 唐永徽式廿卷 唐開元式廿卷 大中刑律統領十二卷
- 判様十卷 判軌一卷 救急判罪一卷 百節判一卷 貞觀勅九卷 中台判集五卷
- （牛鳳及撰） 大唐判書一卷

もつとも、現存の日本国見在書目録には、写すのを省略した部分があり、刑法家に関していえば、元来五八〇卷分が著録されていたはずなのに、現在見られる巻数の総計は五二五巻で、差し引き五五巻分が筆写の際に省略されている。しかし、ここに開元七年・二五年の両年次の令がともに著録されていた可能性は、その巻数から見て無いであろう。

こういつた表記上の問題を含め考えると、日本で「開元令」といえば古記以来、弘決外典抄に到るまで一種しか想定されておらず、それは開元三年令であったのではないか、という予測が立てられることになる。しかしこの予測は、令集解に載せる他の注釈書が引く唐の令その他の史料に見えるところと矛盾はないか検証されなければならぬ。

### 三 令集解令釈と同穴記の引く「唐令」

令釈の引く「唐令」の中には、①順天門の語がある（六七八頁）ことから七〇五年より前、すなわち永徽・垂拱の令と推定されるもの（ただし「順天門」の呼称については、後述するように問題がある）、②璽の文字がある（二〇二頁）ことから六九四年以前、もしくは七〇五〜七一八年と推定され、従って永徽・垂拱・神龍・開元三年の令ではあり得ても、開元七年あるいは二五年令ではありえないもの、③文昌都事の語がある（七二八頁）ことから六八五年以後七〇三年以前、即ち垂拱令の逸文と断定されるもの、④五品以上も銓試を受ける規定である（五六二頁）ことから開元七・二五年令ではありえないもの、⑤皇祖・皇祖妣の曾高も平出との規定（八四七頁）から、開元七・二五年令ではないもの、⑥尚書省・太常寺・吏部・兵部といった官名が見えている（八〇九・七六八頁）ことから垂拱令ではないと推測されるもの、⑦中書省・中書令・中書侍郎・中書舍人・門下という官名が見える（七七六・八八九頁、紅葉山文庫本令義解書き入れ二二九頁）ことから垂拱・開元三年令ではあり得ないものがある。

以上の推論のうち、垂拱令でしかあり得ないものと、垂拱令ではあり得ないものがあることから、令釈所引の「唐令」は複数年度にまたがるものであることは明らかであるが、次に掲げた宮衛令28宿衛近侍条の令釈（六

九八頁)により、もう一步候補を絞ることができる。

積云。……選叙令云、父祖子孫被<sub>レ</sub>戮者、皆不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>侍衛之官<sub>一</sub>。即知、伯叔兄弟被<sub>レ</sub>戮、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>侍衛之官<sub>一</sub>。(衍カ)檢<sub>二</sub>宮衛令<sub>一</sub>、伯叔兄弟亦不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>之。二令難<sub>レ</sub>會。但檢<sub>二</sub>唐令<sub>一</sub>、選叙令文並無也。唯此法新載。是以相舛。推理言<sub>レ</sub>之、伯叔兄弟亦不<sub>レ</sub>任、是為<sub>レ</sub>長。

この史料は、選叙令23癡狂酗酒酒条穴記(五〇一頁)の引く次の「開元令」と合わせ考えると経緯が明瞭になる。穴云。問。宮衛令云、宿衛及近侍人二等以上親犯<sub>二</sub>死罪<sub>一</sub>被<sub>二</sub>推劾<sub>レ</sub>者、牒<sub>二</sub>本司本府<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>内者。未<sub>レ</sub>知。兩条何會作。答。此条先在<sub>二</sub>永徽令<sub>一</sub>、今於<sub>二</sub>開元令<sub>一</sub>省除。故兩条難<sub>レ</sub>會。

令釈と穴記は、養老令の選叙令23癡狂酗酒酒条に

凡<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>癡狂酗酒<sub>一</sub>、及父祖子孫被<sub>レ</sub>戮者、皆不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>侍衛之官<sub>一</sub>。

とあり、一方宮衛令28宿衛及近侍条に

凡<sub>レ</sub>宿衛及近侍之人二等以上親、犯<sub>二</sub>死罪<sub>一</sub>被<sub>二</sub>推劾<sub>レ</sub>者、推断之司、速遣<sub>二</sub>專使<sub>一</sub>、賣<sub>二</sub>牒報<sub>レ</sub>宿衛及近侍之人本司本府、勿<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>内。

とある、その二条の間の矛盾を採り上げたものである。唐令については、唐六典卷二吏部郎中に「風疾使酒、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>侍奉之官<sub>一</sub>」、また和名抄に「唐令云、癡狂酗酒、皆不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>侍衛之官<sub>一</sub>」とあることから、開元七(及び三?)年令においては、令釈と穴記とが問題にした兩条の矛盾は無くなり、開元令以降の唐選舉令文からは、永徽令にはあつた「父祖子孫被戮者」の条件が削除されていることが分かる。ところが令釈は複数の「唐令」選舉令を披見しながら、それらのどこにも「父祖子孫被戮者」の句を見いだせなかつたというのだから、令釈のいう「唐令」の中には永徽令は入っていないなかつたと推断できる。

では令釈のいう「唐令」には開元七・二五年令は入っているのだろうか。上の①②③④⑤の事例をみれば、や

や考えにくいように見えるが、しかし⑦については検討しなければならぬ。永徽の後の令の編纂としては垂拱・神龍・開元三・七・二五が挙げられるが、垂拱・開元三年の令では中書省・門下省は、それぞれ鳳閣・鸞台、あるいは紫微省・黃門省となっていたはずなので、⑦が妥当する唐令の年次は永徽・神龍でなければ開元七・二五年となる。このうち永徽と開元七・二五年の三次についてはこれまで否定的に述べてきたが、では果たして⑦が神龍令に依拠したものである、即ちこの時令積が披見した唐令が神龍令であるという可能性はあるのだろうか。

神龍令は日本国見在書目録に著録されておらず、日本に神龍令が将来された確実な証拠は無い。しかし、以下に述べる理由から、将来された可能性はあると思う。即ち七〇一年に任命され七〇二年に出航、七〇四年には帰国した執節使粟田真人以下の第七次遣唐使は、当時の現行法であった垂拱令や垂拱後常行勅等を持ち帰ったと考えられるが、実は帰国に際して同行できなかった副使がいた。その副使は巨勢邑治で、彼の帰国は則天武后が退位し、中宗が復位して神龍令を施行した後の七〇七年であった。だからもしも彼が帰国の際に現行法を持ち帰ったとすれば、それは神龍令ということになる。神龍令の確実な逸文は知られていないが、しかし神龍律は、永徽律のうち垂拱律で改められた部分を改訂して永徽律の規定に戻した部分が多かったと考えられるから、神龍令も永徽令とほぼ同様な語句・内容を持つものだったと推測することは許されよう。この神龍令は、養老の遣唐使が派遣されて開元三年令を持ち帰るまでは、唐王朝の最新の令だったわけであるから、ある程度参照されていた可能性があるのではあるまいか。このように、持ち帰る機会とその動機という点で、神龍令の舶載の可能性は少なからずあったように思うのであり、ひいては令積等が引用することもまたあり得たと考えるのである。このように考えられるならば、令積の引く唐令は、永徽よりも後、開元七年よりも前の複数の唐の令と考えた拙稿の提説を変更する必要はないことになる。

次に穴記の引く「唐令」について簡単に述べよう。この中には、順天門(六八五頁。七〇五年より前、すなわち

永徽・垂拱令なら妥当、尚書省・大理寺（七八〇・八〇四・八〇五頁。垂拱令ではあり得ない）、制（七八〇頁。六九〇年以後、すなわち神龍令以後なら妥当）、六〇歳での課役免除規定（二七二頁。神龍令ではありえない）が見えている。これらの条件のうち順天門は、確かに神龍元年に承天門に改称されたが、開元二〇年の大唐開元礼でも順天門となつてゐることは、既に早く仁井田陞氏が指摘しているので、この点に配慮すれば、開元三年令等の開元年間の令でも条件を満たすことになる。ただ、すでに触れたように穴記は永徽令も開元令も見えており、単に「唐令」として引用する際に、それが単一の年度のものであつたという保証はないだろう。穴記の披見した唐の令の年次比定については、今のところ個々の逸文の年代観以上には無理である。

#### 四 その他の日本史料に見える唐の令の逸文

まず確認しておきたいのは、正史等に見える固有の年次を冠した唐の令は、永徽（祿）令と開元令に限られるということ、このことは当時の明法家にとつて重要な唐の令は永徽令と開元令とであつたことを示している。このうち開元令の年次を推測できる史料に、延暦二十一年（八〇二）六月八日太政官奏（令集解選叙令30秀才出身条、五〇六頁）の引く「唐開元令」がある。

謹案「唐開元令」、秀才明經兩色出身、並立<sup>三四</sup>等叙法<sup>三</sup>。就中、秀才上下第正九品上、中上第正九品下、明經上下第正九品下、中上第從九品上。

ここで引用された開元令では、秀才科の上下第は正九品上、中上第は正九品下で出身させることになつてゐるが、唐六典卷二吏部郎中の記述では、

秀才上上第正八品上、已下遞降<sup>二</sup>一等<sup>二</sup>、至<sup>三</sup>中上第從八品下<sup>一</sup>。明經降<sup>二</sup>秀才三等<sup>二</sup>。

と、秀才上下第が従八品上、中上第は従八品下になっており、延暦二一年の官奏の引く開元令とは相違がある。このことから、延暦二一年の当局者にとつての開元令は、開元七年令とは異なることが明白になるが、では開元三年令なのか、開元二五年令なのか問題となる。この点について参考となるのが、唐六典の規定は新唐書卷四五選舉志下（一一七三頁）に記された規定、即ち、

凡秀才上下第正八品上、上中第正八品下、上下第従八品上、中上第従八品下。明經上上第従八品下、上中第正九品上、上下第正九品下、中上第従九品下。

と同一であることである。唐から宋にかけて完成していった科擧の規定に関して、新唐書が開元二五年令の規定を無視して開元七年令の規定を掲げたとは考えにくい。おそらくは開元七年令と二五年令の規定は同一であつて、日本で参照された開元三年令の規定が一时的なものだったのであろう。こう考えて大過なければ、九世紀初頭の日本の太政官が参照した「開元令」もまた開元三年令であつて、開元七年・二五年令ではなかつたことになる。

### おわりに——現時点での結論と残された課題——

以上の検討の結果、日本で重視された唐の令は、「本令」とも呼ばれた永徽令のほかは開元三年令であり、日本では開元三年令のことを単に「開元令」と呼んでいたことが明確になった。言うまでもなく、永徽令が重視されたのは、それが大宝令の藍本だったからであり、それとの類推で言えば、開元三年令が重視されたのは、それが唐の最新の令として養老令の藍本の一つとされたからであるという推測が成り立つだろう。こういう経緯があつて、唐六典が依拠した開元七年令や、宋代に到るまで唐の令の模範とされた開元二五年令は、日本では全く顧みられなかつたのである。

ただし、以上の論旨展開には、まだいくつかの未証明の前提に基づいたところがあり、それらの前提条件について更に検討を加え、いつそう確実性の高い推論に練り上げていく必要がある。その前提に関わる問題の第一は、果たして唐法典にあつては、編纂年次の官名・地名・避諱が忠実に適用されているか、という問題である。既に早く仁井田陞氏が、少なくとも利息制限法のような個々の制度的勅令は、必ずしも令の改定に反映されないことがあることを史料を挙げて指摘しているし〔『唐令拾遺』三一頁〕、また天聖令を精査すると、故唐律疏議に引く令文が天聖令に載せる唐令とは異なっていることがあり、これは、唐の律疏が改訂のたびに必ずしも編纂時点の令を忠実に引用せず、従来令の引用をそのまま残してしまつた部分があるからなのか、それとも引用の際の節略の問題か、その点は必ずしも明白ではない。

第二の問題は、天聖令の形態から類推すれば、六典卷六刑部郎中に掲げる唐令の編目は、開元七年令の編目そのものではなく、各巻の冒頭の編目名を記しにすぎない可能性が出てきたことである。これまでは、日本で引用された唐の令の編目名が六典に見えない場合、引かれた唐の令は開元七年令ではないとしてきた。しかし、天聖令では捕亡令が関市令に附され、仮寧令が医疾令に附されており、捕亡令も仮寧令も唐六典には見えないという共通点がある。となると、唐六典が開元七年令の編目を記す際にも、開元七年令のうち「附」された編目名を略したのであつて、編目名そのものが無かつたわけではないという可能性が生じたのである。この考えが認められるならば、唐六典に見えない編目名を日本で引用したからといって、その引用のもとになつた条文が開元七年令ではないということにはならない。

とはいえ、たとえ「附」されたものではあつても、一応は編目名が附けられているのであるから、唐六典において歴代の沿革とともに二十七の編目を記す際に、附された編目を記さないというのも、やや不自然には思われるなど、編目については、今後さらなる検討の必要を覚える。

第三の問題は、果たして日本の使節は唐の現行法を持ち帰れたかという問題である。この問題についてもかつて検討したことがあり、唐政府は宋代に比較して開放的であり、法制文献に関して書禁を適用したことはなかったのではないかと述べた。今回あらためて古記以下の注釈その他に引かれている「開元令」は開元三年令であつたと考え、これは開元三年令が大宝令とともに養老令の藍本だったからと説明してみたが、編纂者への褒賞が養老五年（七二二）に行われていることから、これ以前に養老令の編纂が基本的には終了していたとするならば、七二七〜七二八年に日唐間を往復した養老度の遣唐使が、当時の現行法であつた開元三年令（七一五）を将来したとしか考えられないことになるが、この点は本稿での推論の妥当性にかかつている。諸賢の批正を請う次第である。

## 註

- (1) 戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」〔《歴史研究》一九九九年三期、のち同著『宋代法制初探』黒竜江人民出版社、二〇〇〇年〕。
- (2) 『日本歴史』五七八号、一九九六年。
- (3) 日野開三郎『唐代租調庸の研究1色額篇』（汲古書院、一九七四年）二六九頁。
- (4) 『令集解』に引用された唐の令について（『九州史学』八五号、一九八六年）。
- (5) 瀧川政次郎「令集解に見える唐の法律史料」〔支那法制史研究〕有斐閣、一九四〇年、初發表一九二九年）一〇〇〜一〇二頁。
- (6) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組考証『天一閣藏 明鈔本天聖令考証 附 唐令復原研究』（中華書局、二〇〇六年一〇月）下冊、四二二頁。なお、同冊所収の趙大瑩「唐僖寧令復原研究」五九四頁では、『唐令拾遺』の復原案五丙（開二五）をもって復原唐僖寧令10条としており、古記所引「開元令」との相違については、特に言及していない。
- (7) 天聖令の藍本が開元二五年令であることは、拙稿「天聖令の藍本となつた唐令の年代比定」（大津透編『日唐律令比較研究の新段階』所収、山川出版社、二〇〇八年）参照。

- (8) 拙稿「日唐律令官制の特質」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年)二九七―九九頁。
- (9) 垂拱令の前に麟徳・乾封・儀鳳令を、また神龍令と開元三年令との間に太極令を挙げる説もあるが、彼我の往来及び伝存の動機という二点から見て、これらの令を引用するとは考えにくい。
- (10) 拙稿「敦煌発見唐律断簡」(P.三六〇八・P.三二五二)と大宝律」(『日本歴史』五〇九号、一九九〇年)。
- (11) 山崎覚士「唐開元二十五年田令の復原から唐代永業田の再検討へ」(『洛北史学』五号、二〇〇三年)一〇七頁。
- (12) 拙稿「書禁・禁書と法典の将来」(『九州史学』一二九号、二〇〇一年)。
- (13) 榎本淳一「養老律令試論」(『笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、一九九三年)が述べるように、養老令の条文には養老五年以降に書き変えられたものが含まれていることは、これを認めるに吝かではない。

〔付記〕 本稿は、「日本舶来唐令の年代推断」と題して、復旦大学建校一〇〇周年暨復旦大学歴史学系成立八〇周年「社会転型与多元文化」国際學術検討会において漢語で口頭報告し(復旦大学、二〇〇五年六月二七日。漢語への翻訳については、当時九州大学大学院法学研究院講師、現在南京師範大学法学系専任講師の何東氏の手を煩わせた)、また「日本に舶載された唐令の年次比定について」と題して、東方学会第五回全国会員総会シンポジウム「日中律令制研究の現状と課題」(教育会館、二〇〇五年一月一日)において口頭報告したものをもとにしている。前者はその後、「日本舶来唐令の年代推断」の題で、当時の報告原稿のまま、復旦大学の韓昇教授の主編にかかる復旦大学亜州研究中心學術系列『古代中国・社会転型与多元文化』(上海人民出版社、二〇〇七年)に収録された。その後、中国社会科学院整理組による天聖令の公開があり、また、東方学会の席上で種々のご指摘をいただいたので、これらを踏まえ、東方学会での予稿集の拙稿に、内容と形式の両面において若干の補訂を加えたものが本稿である。